

【届出を対象とした募集(売出)金額】

募集金額	
ブックビルディング方式による募集	897,600,000 円
売出金額	
(引受人の買取引受による売出し)	
ブックビルディング方式による売出し	3,112,032,000 円
(オーバーアロットメントによる売出し)	
ブックビルディング方式による売出し	625,152,000 円

(注) 募集金額は、有価証券届出書提出時における見込額(会社法上の払込金額の総額)であり、売出金額は、有価証券届出書提出時における見込額であります。

なお、引受人の買取引受による売出しに係る売出株式には、日本国内において販売される株式と、引受人の関係会社等を通じて、欧州及びアジアを中心とする海外市場(ただし、米国及びカナダを除く。)の海外投資家に対して販売される株式が含まれております。詳細は、「第一部 証券情報 第2 売出要項 1 売出株式(引受人の買取引受による売出し)」をご参照下さい。

【募集の方法】

2025年4月16日(以下、「発行価格等決定日」という。)に決定される引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「4 株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者(以下、「第1 募集要項」において「引受人」という。)は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額(発行価格)で募集を行います。

引受価額は発行価額(2025年4月8日開催予定の取締役会において決定される払込金額と同額)以上の価額となります。引受人は払込期日に引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、本募集は、株式会社東京証券取引所(以下、「取引所」という。)の定める有価証券上場規程施行規則第246条の規定に定めるブックビルディング方式(株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格又は売出価格に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況を把握したうえで発行価格等を決定する方法をいう。)により決定する価格で行います。

区分	発行数(株)	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
入札方式のうち入札による募集	—	—	—
入札方式のうち入札によらない募集	—	—	—
ブックビルディング方式	800,000	897,600,000	528,000,000
計(総発行株式)	800,000	897,600,000	528,000,000

(注) 1 全株式を引受人の買取引受けにより募集いたします。

2 上場前の公募増資等を行うに際しての手続き等は、取引所の定める有価証券上場規程施行規則により規定されております。

3 発行価額の総額は、会社法第 199 条第 1 項第 2 号所定の払込金額の総額であり、有価証券届出書提出時における見込額であります。

4 資本組入額の総額は、増加する資本金の額であります。発行価格等決定日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第 14 条第 1 項に従い算出される資本金増加額の2分の1相当額とする予定であり、有価証券届出書提出時における想定発行価格(1,320 円)の2分の1相当額を資本金に組入れることを前提として算出した見込額であります。

5 有価証券届出書提出時における想定発行価格(1,320 円)で算出した場合、本募集における発行価格の総額(見込額)は 1,056,000,000 円となります。

【募集の条件】

① 【入札による募集】

該当事項はありません。

② 【入札によらない募集】

該当事項はありません。

【ブックビルディング方式】

発行価格 (円)	引受価額 (円)	発行価額 (円)	資本 組入額 (円)	申込 株数単位 (株)	申込期間	申込 証拠金 (円)	払込期日
未定 (注)1	未定 (注)1	未定 (注)2	未定 (注)3	100	自 2025 年 4 月 17 日(木) 至 2025 年 4 月 22 日(火)	未定 (注)4	2025 年 4 月 23 日(水)

(注) 1 発行価格はブックビルディング方式によって決定いたします。

発行価格の決定に当たり、2025年4月8日に仮条件を決定する予定であります。

当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、発行価格等決定日(2025年4月16日)に発行価格及び引受価額を決定する予定であります。

仮条件は、事業内容、経営成績及び財政状態、事業内容等の類似性が高い上場会社との比較、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見その他を総合的に勘案して決定する予定であります。

需要の申告の受付に当たり、引受人は、当社株式が市場において適正な評価を受けることを目的に、機関投資家等を中心に需要の申告を促す予定であります。

2 2025年4月8日開催予定の取締役会において、発行価額を決定する予定であります。また、前記「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価額と発行価格等決定日に決定する予定の発行価格及び引受価額とは各々異なります。募集株式は全株を引受人が買取ることとしており、発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

3 2025年3月21日開催の取締役会において、増加する資本金及び資本準備金に関する事項として、増加する資本金の額は、発行価格等決定日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする、及び増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とすることを決議しております。この取締役会決議に基づき、発行価格等決定日に資本組入額(資本金に組入れる額)を決定する予定であります。

4 申込証拠金は、発行価格と同一の金額とし、利息をつけません。

申込証拠金のうち引受価額相当額は、払込期日に新株式払込金に振替充当いたします。

5 株式受渡期日は、2025年4月24日(木)(以下、「上場(売買開始)日」という。)の予定であります。

当社普通株式の取引所への上場に伴い、株式会社証券保管振替機構が振替機関として当社普通株式を取扱う予定であり、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。なお、当社は株券を発行しておらず、株券の交付は行いません。

6 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものいたします。

7 申込みに先立ち、2025年4月9日(水)から2025年4月15日(火)までの間で引受人に対して、当該仮条件を参考として需要の申告を行うことができます。当該需要の申告は変更又は撤回することが可能であります。

販売に当たりましては、取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。引受人及びその委託販売先金融商品取引業者は、各社の定める配分の基本方針及び社内規則等に従い販売を行う方針であります。配分の基本方針については各社の店頭における表示又はホームページにおける表示等をご確認下さい。

8 引受価額が発行価額を下回る場合は株式の募集を中止いたします。

【株式の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数 (株)	引受けの条件
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	800,000	<p>1 買取引受けによります。</p> <p>2 引受人は新株式払込金として、2025年4月23日までに払込取扱場所へ引受価額と同額を払込むことといたします。</p> <p>3 引受手数料は支払われません。ただし、発行価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。</p>
計	—	800,000	—

(注) 1 引受株式数は、2025年4月8日開催予定の取締役会において決定する予定であります。

2 上記引受人と発行価格等決定日(2025年4月16日)に元引受契約を締結する予定であります。ただし、元引受契約の締結後、同契約の解除条項に基づき、同契約を解除した場合、株式の募集を中止いたします。

【売出要項】

【売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）】

種類	売出数(株)		売出価額の総額 (円)	売出しに係る株式の所有者の住所 及び氏名又は名称
—	入札方式のうち入札による売出し	—	—	—
—	入札方式のうち入札によらない売出し	—	—	—
普通株式	ブックビルディング方式	473,600	625,152,000	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号 大和証券株式会社
計(総売出株式)	—	473,600	625,152,000	—

(注) 1 オーバーアロットメントによる売出しは、「第1 募集要項」に記載の募集及び引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案して行われる大和証券株式会社による売出しであります。売出数は上限株式数を示したものであり、需要状況により減少し、又は全く行わない場合があります。

2 オーバーアロットメントによる売出しに関連して、大和証券株式会社は、株式会社SBI証券と協議のうえ、上場(売買開始)日(2025年4月24日)から2025年5月22日までの期間(以下、「シンジケートカバー取引期間」という。)、取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とする当社普通株式の買付け(以下、「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があります。その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 3. グリーンシューオプションとシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。

3 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の定める有価証券上場規程施行規則により規定されております。

4 「第1 募集要項」における株式の募集を中止した場合には、オーバーアロットメントによる売出しも中止いたします。

5 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格(1,320円)で算出した見込額であります。

6 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注)2に記載した振替機関と同一であります。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

1. 東京証券取引所グロース市場への上場について

当社普通株式は、「第1 募集要項」における募集株式及び「第2 売出要項」における売出株式を含め、大和証券株式会社及び株式会社SBI証券を共同主幹事会社(以下、「共同主幹事会社」という。)として、2025年4月24日に東京証券取引所グロース市場へ上場される予定であります。

2. 本邦以外の地域において開始される売出しに係る事項について

引受人の買取引受による売出しに係る売出株式のうちの一部が、引受人の関係会社等を通じて、海外販売されることがあります。以下は、かかる引受人の買取引受による売出しにおける海外販売の内容として、企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第1号に掲げる各事項を一括して掲載したものであります。

(1) 株式の種類

当社普通株式

(2) 海外販売の売出数(海外販売株数)

未定

(注) 上記の売出数は、海外販売株数であり、本募集および引受人の買取引受による売出しの需要状況等を勘案した上で、発行価格等決定日に決定されますが、海外販売株数は、引受人の買取引受による売出しに係る株式数の範囲内とします。

(3) 海外販売の売出価格

未定

(注) 1 海外販売の売出価格の決定方法は、前記「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の(注)1と同様であります。

2 海外販売の売出価格は、前記「第2 売出要項 2 売出しの条件(引受人の買取引受による売出し) (2) ブックビルディング方式」に記載の国内販売における売出価格と同一といたします。

(4) 海外販売の引受価額

未定

(注) 海外販売の引受価額は、本募集における引受価額と同一といたします。

(5) 海外販売の売出価額の総額

未定

(6) 株式の内容

完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。

また、単元株式数は 100 株であります。

(7) 売出方法

下記(8)に記載の引受人が引受人の買取引受による売出しの売出株式を買取引受けした上で、引受人の買取引受による売出しに係る売出株式のうちの一部を当該引受人の関係会社等を通じて、欧州およびアジアを中心とする海外市場(ただし、米国およびカナダを除く。)の海外投資家に対して販売します。

(8) 引受人の名称

前記「第2 売出要項 2 売出しの条件(引受人の買取引受による売出し) (2) ブックビルディング方式」に記載の引受人

(9) 売出しを行う者の氏名又は名称

前記「第2 売出要項 1 売出株式(引受人の買取引受による売出し)」に記載の売出人

(10) 売出しを行う地域

欧州及びアジアを中心とする海外市場(ただし、米国およびカナダを除く。)

(11) 海外販売の受渡年月日

2025年4月24日(木)

(12) 当該有価証券を金融商品取引所に上場しようとする場合における当該金融商品取引所の名称

株式会社東京証券取引所

3. グリーンシュューオプションとシンジケートカバー取引について

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、大和証券株式会社が当社株主より借受ける株式であります。これに関連して、大和証券株式会社は、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限として当社普通株式を引受価額と同一の価格で当社株主より追加的に取得する権利（以下、「グリーンシュューオプション」という。）を2025年5月22日までを期限として当社株主から付与される予定であります。

また、大和証券株式会社は、株式会社SBI証券と協議のうえ、上場(売買開始)日から2025年5月22日までの間、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とするシンジケートカバー取引を行う場合があります。

なお、大和証券株式会社は、シンジケートカバー取引により取得した株式数については、当社株主より借受けている株式の返還に充当し、当該株式数については、グリーンシュューオプションを行使しない予定です。

また、シンジケートカバー取引期間内においても、大和証券株式会社は、株式会社SBI証券と協議のうえ、シンジケートカバー取引を全く行わないか、もしくは上限株式数に達しなくともシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

4. ロックアップについて

本募集並びに引受人の買取引受による売出しに関連して、売出人かつ貸株人である前川彩香、売出人である諸橋友恵、並びに当社の株主である株式会社 Ayaka、清水敬太、茂木裕絵、代田将己、金井統及びその他3名は、共同主幹事会社に対し、元引受契約締結日から上場日(当日を含む)後180日目の2025年10月20日までの期間(以下「ロックアップ期間」という。)中、共同主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社普通株式の売却等(ただし、引受人の買取引受による売出し、グリーンシュューオプションの対象となる当社普通株式を大和証券株式会社が取得すること等を除く。)を行わない旨合意しております。

また、売出人である株式会社アカツキ、XTech2号投資事業有限責任組合、株式会社ポーラ・オルビスホールディングス、佐藤俊介、ロッテベンチャーズ・ジャパン投資事業有限責任組合、MTGV 投資事業有限責任組合及び三菱 UFJ キャピタル9号投資事業有限責任組合、並びに当社の株主である守健彦及び村松寛紀は、共同主幹事会社に対し、ロックアップ期間中は、共同主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社普通株式の売却等(ただし、引受人の買取引受による売出し、その売却価格が「第1募集要項」における発行価格の1.5倍以上であって、大和証券株式会社を通して行う東京証券取引所での売却及びグリーンシューオプションの対象となる当社普通株式を共同主幹事会社が取得すること等を除く。)を行わない旨を合意しております。

さらに、上記に含まれない当社の新株予約権を保有する35名は、共同主幹事会社に対し、ロックアップ期間中は共同主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社新株予約権及び新株予約権の行使により取得した当社普通株式の売却等を行わない旨を合意しております。

また、当社は共同主幹事会社に対し、ロックアップ期間中は共同主幹事会社の事前の書面による同意なしに、当社普通株式の発行、当社普通株式に転換もしくは交換される有価証券の発行又は当社普通株式を取得もしくは受領する権利を付与された有価証券の発行等(ただし、本募集、グリーンシューオプション、株式分割及びストックオプション又は譲渡制限付株式報酬(ロックアップ期間中に行使又は譲渡されないものであり、かつロックアップ期間中における発行等の累計による潜在株式ベースの希薄化率が1%を超えないものに限る)にかかわる発行等を除く。)を行わない旨合意しております。

ロックアップ期間終了後には上記取引が可能となりますが、当該取引が行われた場合には、当社普通株式の市場価格に影響が及ぶ可能性があります。

なお、上記のいずれの場合においても、共同主幹事会社はロックアップ期間中であっても、その裁量で当該合意の内容を全部若しくは一部につき解除できる権限を有しております。

上記のほか、当社は、取引所の定める有価証券上場規程施行規則の規定に基づき、上場前の第三者割当等による募集株式の割当等に関し、割当を受けた者との間で継続所有等の確約を行っております。その内容については、「第四部 株式公開情報 第2 第三者割当等の概況」をご参照下さい。

5. 当社指定販売先への売付け(親引け)について

当社は、本募集並びに引受人の買取引受による売出しにおいて、日本証券業協会の定める「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分等に関する規則」に従い、当社従業員への福利厚生等を目的としてLIFE CREATE 社員持株会に対し、公募による募集株式及び売出株式のうち1,000株を上限として売付けることを引受人に要請する予定であります。

なお、日本証券業協会の定める「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分等に関する規則」第2条第2項に基づき、当社が指定する販売先への売付け(親引け)として、当社は親引け予定先の状況等につき公表し、共同主幹事会社は親引け予定先から売付ける株式数を対象として継続所有に関する確約を書面により取り付けます。

6. 目論見書の電子交付

引受人及びその委託販売先金融商品取引業者は、本募集及び引受人の買取引受人による売出し並びにオーバーアロットメントによる売出しにおける目論見書の提供を、書面ではなく、全て電子交付により行います。目論見書提供者は、目論見書被提供者から同意を得た上で、目論見書に記載された事項を電磁的方法により提供した場合、目論見書の交付をしたものをみなされます（金融商品取引法第27条の30の9第1項、企業内容等の開示に関する内閣府令第23条の2第1項）。したがって、当該同意が得られない場合、また、当該同意が撤回された場合（企業内容の開示に関する内閣府令第23条の2第7項）は、目論見書の電子交付はできませんが、本募集及び引受人の買取引受けによる売出し並びにオーバーアロットメントによる売出しにおいて、引受人及びその委託販売先金融商品取引業者は当該同意が得られ撤回されていない投資家に対してのみ当社普通株式を販売します。

当社は、ペーパーレス化が社会的に浸透しつつある中、環境への負荷の低減のため、目論見書の電子交付が時流に沿った取組みであると考えており、今回目論見書の完全電子化を実施いたします。なお、完全電子化に伴い削減したコストにつきましては、新規事業を含めた中長期的な事業拡大と企業価値向上のための投資に充てさせていただきます。

【主要な経営指標等の推移】

回次	第12期	第13期	第14期	第15期	第16期
決算年月	2020年3月	2021年3月	2022年3月	2023年3月	2024年3月
売上高 (千円)	4,706,553	3,309,077	4,237,034	4,839,488	6,217,816
経常利益又は経常損失(△) (千円)	△142,572	△204,305	△123,884	390,341	668,602
当期純利益又は当期純損失(△) (千円)	△313,266	△296,357	△176,235	92,954	363,253
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	—	—	—	—	—
資本金 (千円)	238,750	30,000	89,999	269,998	394,997
発行済株式総数	343	3,430,000	3,544,284	3,887,140	4,109,957
普通株式 (株)	300	3,000,000	3,114,284	3,171,426	3,171,426
A種優先株式	43	430,000	430,000	715,714	938,531
純資産額 (千円)	601,903	230,445	172,679	523,260	1,136,021
総資産額 (千円)	3,770,369	4,372,184	3,816,563	4,080,693	5,281,564

1株当たり純資産額 (円)	501,345.15	△73.68	△89.69	△24.04	14.14
1株当たり配当額 (円)	—	—	—	—	—
(1株当たり中間配当額)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
1株当たり当期純利益又は当期純損失(△) (円)	△937,125.58	△86.40	△51.34	8.41	29.97
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)	—	—	—	7.83	29.47
自己資本比率 (%)	16.0	5.3	4.5	12.8	21.5
自己資本利益率 (%)	—	—	—	26.8	43.8
株価収益率 (倍)	—	—	—	—	—
配当性向 (%)	—	—	—	—	—
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	—	—	—	528,891	860,325
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	—	—	—	△310,729	△875,679
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	—	—	—	78,086	450,829
現金及び現金同等物 の期末残高 (千円)	—	—	—	573,654	1,009,130
従業員数 (名)	427	415	416	443	562
[外、平均臨時雇用者数]	(156)	(40)	(47)	(29)	(49)

(注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移は記載しておりません。

2. 持分法を適用した場合の投資利益は、当社は関連会社が存在しないため記載しておりません。

3. 第13期、第14期及び第15期の1株当たり純資産額については、A種優先株式に帰属する純資産を純資産の部の合計額から控除して算出しており、1株当たり純資産額がマイナスとなっております。

4. 1株当たり配当額及び配当性向は、配当を実施していないため、記載しておりません。

5. 第12期、第13期及び第14期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額は、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

6. 自己資本利益率は、第 12 期、第 13 期及び第 14 期は当期純損失を計上しているため記載しておりません。
7. 株価収益率は、当社株式が非上場であるため記載しておりません。
8. 第 12 期、第 13 期及び第 14 期についてはキャッシュ・フロー計算書を作成しておりませんので、キャッシュ・フローに係る各項目は、記載しておりません。
9. 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数(アルバイト)は、年間の平均人員を()外数で記載しております。
10. 主要な経営指標等の推移のうち、第 12 期、第 13 期及び第 14 期は、会社計算規則(平成 18 年法務省令第 13 号)の規定に基づき算出した各数値を記載しており、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定による監査を受けておりません。
11. 第 15 期及び第 16 期の財務諸表については、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、太陽有限責任監査法人による監査を受けております。
12. 当社は、2021 年 1 月 1 日付で株式 1 株につき 10,000 株の割合で株式分割を行っております。そのため、第 13 期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1 株当たり純資産額及び 1 株当たり当期純利益又は当期純損失(△)を算出しております。また、2025 年 2 月 1 日付で普通株式 1 株につき 3 株の割合で株式分割を行っております。そのため、第 15 期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1 株当たり純資産額及び 1 株当たり当期純利益を算出しております。
13. 2021 年 1 月 1 日付で普通株式 1 株につき 10,000 株、2025 年 2 月 1 日付で普通株式 1 株につき 3 株の割合で株式分割を行っております。そこで、東京証券取引所自主規制法人の引受担当者宛通知「『新規上場申請のための有価証券報告書(Ⅰの部)』の作成上の留意点について」(平成 24 年 8 月 21 日付東証上審第 133 号)に基づき、第 12 期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定した場合の 1 株当たり指標の推移を参考までに掲げると以下のとおりとなります。なお、第 12 期、第 13 期及び第 14 期の数値は、太陽有限責任監査法人の監査を受けておりません。

回次		第 12 期	第 13 期	第 14 期	第 15 期	第 16 期
決算年月		2020 年 3 月	2021 年 3 月	2022 年 3 月	2023 年 3 月	2024 年 3 月
1 株当たり純資産額	(円)	16.71	△24.56	△29.90	△24.04	14.14
1 株当たり当期純利益又は当期純損失(△)	(円)	△31.24	△28.80	△17.11	8.41	29.97
潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益	(円)	—	—	—	7.83	29.47
1 株当たり配当額	(円)	—	—	—	—	—

【関係会社の状況】

該当事項はありません。

【従業員の状況】

(1)提出会社の状況

2025年2月28日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
820 ^[58]	27.4	2.6	3,877

(注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数(アルバイト)は、年間の平均人員を()外数で記載しております。

2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

3. 当社の報告セグメントはブティックスタジオ事業の単一セグメントであるため、セグメント別の従業員数は、記載を省略しております。

4. 最近日までの1年間に於いて従業員数が226名増加しております。主な理由は、出店拡大及び管理体制の強化に伴い、採用が増加したことによるものであります。

(2)労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

(3)管理職に占める女性労働者の割合、男性労働者の育児休業取得率及び労働者の男女賃金の差異

当事業年度				
管理職に占める 女性労働者の割合 (注1)	男性労働者の 育児休業の取得率 (注2、3)	労働者の男女賃金の差異(注1)		
		全労働者(注4)	うち正規雇用労働者 (注4)	うち有期社員及び臨時雇用者(注5)
98.0%	—%	60.0%	62.0%	—%

(注) 1. 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(平成 27 年法律第 64 号)の規定に基づき算出したものではありません。

2. 「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」(平成3年法律第 76 号)の規定に基づき「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則」(平成3年労働省令第 25 号)第 71 条の4第1号における育児休業等の取得割合を算出しております。

3. 男性労働者の育児休業の取得率については、育児休業を取得する要件を充足する男性労働者がいないため、計算していません。

4. 全労働者及び正規雇用労働者の男女賃金差異につきましては、労働者の構成割合が男性1%:女性99%であること、労働者の多くを占めるインストラクターは若年層の女性労働者で構成されていること、男性労働者は主に管理職で構成されていることの原因により差異が発生しております。

5. 有期社員及び臨時雇用者の男女賃金差異については、集計対象となる男性の有期社員及び臨時雇用者がいないため、計算していません。

【所有者別状況】

2025年2月28日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数 100 株)								単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	—	—	—	3	—	—	16	19	—
所有株式数(単元)	—	—	—	17,280	—	—	23,811	41,091	857
所有株式数の割合(%)	—	—	—	42.0	—	—	58.0	100.0	—

(注)2025年1月14日開催の臨時株主総会決議により定款変更し、2025年2月1日付で1単元を100株とする単元株制度を採用しています。

【株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数（株）	株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合（％）
前川 彩香（注）1. 2	5,430,219	39.68
株式会社 Ayaka（注）1. 3	3,211,800	23.47
株式会社アカツキ（注）1	1,829,568	13.37
XTech2 号投資事業有限責任組合（注）1	571,428	4.18
清水 敬太（注）1. 4	339,141 (282,000)	2.48 (2.06)
佐藤 俊介（注）1	300,000	2.19
ロッテベンチャーズ・ジャパン投資事業有限責任組合（注）1	275,598	2.01
三菱 UFJ キャピタル 9 号投資事業有限責任組合（注）1	264,705	1.93
MTGV 投資事業有限責任組合（注）1	142,857	1.04
株式会社ポーラ・オルビスホールディングス(注)1	142,857	1.04

(注)1 特別利害関係者等(大株主上位 10 名)

- 2 特別利害関係者等（当社の代表取締役社長）
- 3 特別利害関係者等（役員等により総株主等の議決権を所有されている会社）
- 4 特別利害関係者等（当社の取締役）
- 5 当社の従業員
- 6 当社の社外協力者
- 7 所有株式数の（ ）は、新株予約権による潜在株式数及びその割合であり、内数であります。
- 8 株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第 3 位を四捨五入しております。